令和4年第18回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案 (議案第7号) を除く

議案第1号から第6号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録 のみ公開いたします。

令和4年第18回教育委員会会議

- 1 日 時 令和4年10月25日(火)13時30分~14時05分
- 2 場 所 STV 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室
- 3 出席者

教育	長	檜	田	英	樹
委	員	阿	部	夕	子
委	員	佐	藤	淳	
委	員	石	井	知	子
委	員	道	尻	豊	
委	員	中	野	倫	仁
教育次	次長	竹	村	真	_
生涯学	空習部長	木	村	良	彦
生涯学習推進課長		村	上	玄	光
学校施設担当部長		池	田	秀	利
学校教育部長		長名	11(2	正	人
児童生	E徒担当部長	廣	Ш	雅	之
教職員担当部長		三声	部部	文	彦
教職員育成担当課長		大	高	雅	子
総務課長		前	田	憲	_
庶務係長		上	野	千	沙
書	記	福	Щ	雄	基

4 傍聴者 0名

5 議 題

議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について 議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について 議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について 議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について 議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について 議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について 議案第7号 学校管理職の人事について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和4年第 18 回教育委員会会議を開会いたします。 本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と石井知子委員にお願いいたします。

本日の議案第1号から第6号は議会の議案についての市長への意見の申出に 関する事項、議案第7号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則 第14条第2号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、 いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号から第7号は公開しないことといたします。傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開

【議 事】

- ◎議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- ◎議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- ◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- ◎議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- ◎議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- ◎議案第6号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- ○檜田教育長 それでは、議事に入ります。議案第1号から第6号までについてですが、いずれも札幌市教育委員会が所管する施設の指定管理者を選定するにあたり、令和4年第4回定例市議会に議案として提出されるものであり、教育委員会から市長へ意見を申し出する案件です。まとめて説明、ご審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

- **○檜田教育長** それでは、議案第1号から第6号まではまとめて、説明、審議を 行うこととします。事務局から説明をお願いします。
- ○**生涯学習部長** 生涯学習部長の木村でございます。

議案第1号から第6号につきましては、いずれも「公の施設の指定管理者の指定」に係るものでございます。

議案第1号から第5号については生涯学習部所管の施設、第6号は学校教育部所管の施設に係るものでございますが、内容が共通しておりますので、私から概要をご説明いたしましたのち、各議案の詳細について所管部よりご説明いたします。

教育委員会が所管する指定管理者制度を導入している7施設のうち6施設について、今年度いっぱいで現在の指定期間が満了となります。

そのため、本市の附属機関である「指定管理者選定委員会」において選定した 指定管理者の候補者を、次期指定管理者として指定するための議案を第4回定 例市議会に提出するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29条の規定に基づき、市長に対し教育委員会として意見を述べていただくため に、これらの議案を提出したものであります。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

資料は、議案第1号から第6号のほか、6施設共通の内容として「指定管理者

選定委員会の概要」というタイトルから始まる資料を、説明用にご用意しておりますので、まずはそちらをご覧ください。

この資料は、本年6月7日に行われました教育委員会会議において、「指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命」についてご審議いただいた際にお配りしたものと同じものでございます。指定管理制度や選定委員会について、期間も空いてございますので、改めてご説明させていただきます。

まず、指定管理者制度についてです。地方自治法第244条の2の規定により、「施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき」に導入できる制度であり、その目的は、「経費の節減」と「市民サービスの向上」にあります。

次に、指定管理者選定委員会についてです。本市では、指定管理者の選定に際しまして、「札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、指定管理者となるべき団体の選定について審議するための附属機関である「指定管理者選定委員会」を設置することとしております。

今年度末をもって指定期間満了となる6施設につきまして、令和5年4月以降の指定管理者を新たに選定するため、各施設の選定委員会において指定管理者候補の選定に係る手続きを行ってきたところです。

なお、各施設の選定委員会の委員ですが、施設を所管する部署の部長または課長である内部委員1名、施設の専門性に応じた学識経験者や利用者代表などから合わせて2名ないし3名、公認会計士1名、社会保険労務士1名の計5名ないし6名となっております。

次に、これまでの手続きの経過も含めまして、選定に係るスケジュールをご説明いたします。「4 選定スケジュールの概略」をご覧ください。

まず、7月上旬から中旬にかけまして、各施設の第1回選定委員会を開催し、 委員から募集要項に対する意見をいただき、選定方式について決定いたしました。

委員会内で出された意見を募集要項及び管理業務仕様書の内容に反映させた うえ、募集要項の配布、申込受付と進みまして、10 月上旬に第2回選定委員会 を開催いたしました。

第2回選定委員会では、応募団体によるプレゼンテーション、応募書類やプレゼンテーションの内容などに対するヒアリング、委員同士の意見交換を行った後、募集要項で定める項目に沿って採点を行い、次期指定管理者の候補者を決定したところでございます。

指定管理者制度の概要とこれまでの経過につきましては、以上になります。

続きまして、選定委員会の決定を経て指定管理者の候補者となった団体についてご説明いたします。

まず、資料の構成からご説明いたします。議案第1号をご覧ください。 初めに、右上に議案第1号と書かれた議案がございます。

1枚めくると「指定管理者議案説明資料」があり、施設の選定結果などについて詳細に記載しております。

そこから4枚めくっていただきますと、「生涯学習センター(教育センター開放施設を含む)」と書かれた施設概要があり、さらに1枚めくると選定委員会委員名簿、さらに1枚めくると施設の設置に係る条例がございます。

議案第2号から第6号までについても、このように議案第1号と同じ作りに なっておりますので、適宜ご参照ください。

各議案の内容の説明につきましては、各施設の選定結果を一覧表にまとめて おりますので、そちらをもとに説明させていただきます。

初めにご覧いただきました、「指定管理者選定委員会の概要」の資料の束の一番後ろに、A3版の資料で「指定管理者選定委員会の選定結果」という資料がございます。そちらをご覧ください。

まず、一覧表の真ん中に、得点の欄がございますが、いずれの施設におきましても、これまでの良好な管理運営の実績や、財務状況の健全性、事業実施のための必要な職員配置といった経営能力などが評価されたものと考えております。 そのうえで、一覧表の右半分に移りますが、個々の施設につきまして、次期指定期間における新たな取り組みや、選定委員から出された主な意見について、順にご紹介させていただきます。

議案第1号の「生涯学習センター及び教育センター開放施設」と議案第2号の「青少年科学館及び天文台」につきましては、募集区分を非公募として手続きを進めまして、それぞれ、現在の指定管理者である公益財団法人札幌市生涯学習振興財団が候補者として選定されております。

議案第1号の「生涯学習センター及び教育センター開放施設」につきましては、 区民センターなどのコミュニティ施設や図書館といった身近な施設と連携した 事業展開について新たな取り組みを期待できる提案が評価され、指定管理者候 補者として選定されております。

なお、選定委員会においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況にかかわらず求められるであろうデジタル化への対応や、ソフト事業の充実のために職員の社会教育士の称号取得について積極的に取り組むこと、引き続き利用者の声を聞きながら多様な方に興味を持ってもらえるよう更なる取り組みを行うこ

となどに期待する意見がございました。

続きまして、議案第2号の「青少年科学館及び天文台」につきましては、学習 指導要領を踏まえた学校教育との連携や、新しく「キャッシュレス決済」を導入 することで利用者へのサービス向上を図る提案が評価され、指定管理者候補者 として選定されております。

なお、選定委員会においては、科学館のリニューアルを機に、今まで以上に市内の企業や大学等と連携をして、最新の科学技術等を子どもたちに伝えるとともに、これまでも力を入れている雪や氷など札幌らしい科学館の要素について、一層工夫した取り組みを期待する旨の意見がございました。

続きまして、議案第3号の「月寒公民館」でございます。

この施設も、募集区分を非公募として手続きを進めまして、現在の指定管理者である札幌市月寒公民館運営委員会が候補者として選定されております。

この運営委員会は、月寒地区町内会連合会を母体とする団体であり、既存の地域団体との連携や交流を密に行っており、地域の特性や課題も十分に把握していることから、より地域住民のニーズに合った各種事業の展開が期待できる点が評価され候補者に選定されております。

なお、選定委員会においては、施設の機能及び特性を生かすに当たっては、特定の年齢層だけでなく、幅広い世代の利用を促進する取り組みを期待したいといった意見がございました。

次に、議案第4号の「青少年山の家」、第5号「定山渓自然の村」についてで ございますが、これらの施設は、前回の手続き同様に募集区分を「公募」とし手 続きを進めてまいりました。

青少年山の家の応募団体は、現在の指定管理者である公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会のみ、定山渓自然の村の応募団体は、現在の指定管理者である公益財団法人青少年女性活動協会のほか、株式会社ティーシーエイでございましたが、いずれの施設も公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会が候補者として選定されております。

まず、議案第4号の「青少年山の家」についてでございますが、積極的な利用 団体への活動支援計画が提示されたほか、教育効果の高い事業の実施や指導者 の育成が図られる提案であることが評価され、指定管理者の候補者として選定 されております。

なお、選定委員会においては、閑散期の利用促進にあたって、引き続き魅力あるプログラムの開発に努めていただきたいといった意見がございました。

次に、議案第5号の「定山渓自然の村」につきましては、市民の自然体験活動

の機会増進や交流活動の促進が図られる具体的な事業計画の提案などが評価され、候補者として選定されております。

なお、選定委員会においては、閑散期における利用促進計画について、新たな 視点での取り組みを期待したいといった意見がございました。

○学校教育部長 続きまして、学校教育部所管の施設についてご説明いたします。

議案第6号の「北方自然教育園」についてでございますが、こちらの施設も前回の手続き同様に募集区分を「公募」としておりました。

応募団体は、現在の指定管理者である公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会を代表団体とし、特定非営利活動法人ネイチャープログラムデザインを構成団体としたグループ応募の「北方コンソーシアム」のみでございまして、この団体が候補者として選定されております。

候補者である「北方コンソーシアム」は、市立幼稚園・認定こども園・学校に対する農業体験の機会及び生物教材の提供や市民向けの自然体験等の事業について、提案内容が具体的であることや代表団体がこれまで積み上げてきた施設運営のノウハウと構成団体の生物飼育や農業体験活動等に関する専門的知識を最大限に活用した提案などが評価され、指定管理者の候補者として選定されております。

なお、選定委員会においては、デジタル社会の進展や学校教育のICT化を踏まえ、オンラインを活用したソフト事業の充実に努めてほしいなどの意見がございました。

○生涯学習部長 議案第1号から第6号までの、議会の議案についての市長への意見の申出についての説明は以上でございます。

最後に、本日の会議で原案が可決された場合の今後のスケジュールについて ご説明いたします。はじめにご覧いただいた「指定管理者選定委員会の概要」と いう資料を、もう一度ご覧ください。「4 選定スケジュールの概略」の部分で す。

まず、11月29日に招集される予定の第4回定例市議会に指定管理者の指定に 関する議案を提出いたしまして、12月中旬に指定の議決を得られた後、令和5年1月から3月の間で次期指定管理者との協定締結に向けた協議等を行います。 協議が整い次第、協定を締結し、これをもって指定手続に関する事務は完了となりまして、令和5年4月から令和10年3月までの5年間、新しく指定の議決を 経た指定管理者による施設の管理運営が始まります。

議案第1号から議案第6号までの、公の施設の指定管理者の指定の件に係る 「議会の議案についての市長への意見の申出について」のご説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- **○檜田教育長** ありがとうございました。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。
- ○阿部委員 指定管理者選定委員会での主な意見について、いくつか教えてください。生涯学習センターに関して、デジタル化への対応についてしっかりと進めていくことを期待したいという記載や北方自然教育園に関してはオンラインを活用したソフト事業の充実に努めてほしいとの記載など、デジタルに関する記載が目立っている印象を受けました。具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。
- ○生涯学習推進課長 生涯学習センターについてお答えいたします。このコロナ禍において、オンラインを活用した講座などに力を入れてきました。今後、ますますオンラインの活用が求められるだろうということとデジタルデバイド対策に向けた講座も充実させていくべきという趣旨のご意見でした。
- ○教職員育成担当課長 北方自然教育園については、例えば、田植え体験をした後に、稲の生育状況をオンラインを活用して観察できるようにするなどしてはいかがかという意見が出ました。
- ○阿部委員 選定委員の方のご意見も踏まえ、デジタル化を進めていってほしいと思います。

生涯学習センターにおける新しい提案やレベルアップする点の欄に、LINE 公式アカウントを活用した情報提供と記載されていますが、最近だと、インスタグラムで情報を得るということが主流となっているため、そういったことも検討していただきたいと思いました。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

非公開

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第1号から第6号については提案どおり決定させていただきます。